

幸田町民会館内飲食業出店事業者募集要項

一般財団法人幸田町文化振興財団(以下「文化振興財団」という。)では、文化振興財団が管理する幸田町民会館(以下「町民会館」という。)施設の一部を使用し、飲食店舗を出店する事業者(以下「事業者」)を募集します。希望する方は、各項目を御承知の上、お申し込みください。

1 概要

(1) 施設概要

ア 施設名

幸田町民会館

イ 所在地

愛知県額田郡幸田町大字大草字丸山60番地

ウ 町民会館利用者

116,152人(令和6年度)

(2) 公募内容

ア 目的

町民会館施設の一部(レストラン部)を使用する飲食店舗の運営について、豊富な経験と能力を有する事業者を募集する。

イ 場所

町民会館施設の一部(レストラン部)(詳細は別紙「配置図」参照)

面積: 213.48㎡

(客席フロア 180.91㎡、厨房 32.57㎡及びトイレ等)

座席数: 54席程度(レイアウト変更による増減は可能)

2 事業者の選定方法

公募により事業者から提出された企画提案書等を審査し、最も優れた提案を行ったと認められる事業者から順に選定する。事業者の選定後、出店条件及び企画提案書の内容等について協議の上、「幸田町民会館における飲食業務委託契約」を締結するものとする。

3 出店条件等

(1) 営業日等

ア 営業日

原則、町民会館開館日を営業日とする。

休館日 月曜日(祝日・振替休日の場合は翌日)

年末年始(12月28日から1月4日)

イ 営業時間

営業時間は、午前7時30分から午後7時30分までとする。その他の営業時間については、協議することとする。また、利用者の要望により、仕出し提供等がある場合は、

柔軟に対応するものとする。

(2) 契約期間等

ア 試行期間として、令和8年4月1日から(出店のための準備期間を含む。)令和9年3月31日までを契約期間とする。契約期間の満了により当該契約は終了し、安定的運営が継続できると判断する場合は、契約内容を見直し、再契約により契約期間を新たに設けることとする。

イ 店舗の設置・撤去等に要する期間は、契約期間に含むものとし、令和8年8月までにオープンすること。

ウ 試行期間は、原則解約できない。やむを得ない事情により解約しなければならない場合は、当該事実の3か月前までに書面により解約申し入れをしなければならない。

(3) 契約料等

年間最低契約料136,000円(税込み)以上の金額を提案すること。なお、試行期間は、この代金を請求しない。

(4) 実費負担

ア 光熱水費(電気・上下水道料金)として、基本料金を含め、レストラン部に係る子メーター等で計量した使用料の割合を負担すること。

イ ガス、電話等、営業に必要な設備は、事業者の費用負担により用意すること。

ウ 厨房設備、備品等は、別添キッチン設備等一覧に記載されているものを除き、事業者の費用負担により用意すること。ただし、現存する備品が故障等により使用できないものは、文化振興財団が用意するものとする。営業に必要な食器、什器、消耗品等は、事業者の費用負担により用意すること。

エ 清掃(特に換気扇・グリストラップ)、防虫防鼠、消毒等の衛生管理、ごみ処理に係る経費等、使用物件の維持管理に通常必要とされる経費及び飲食店舗運営に係る全ての費用は、事業者が負担すること。

オ 火災保険、店舗賠償責任保険等に参加し、その保険料を負担すること。

(5) 売店

事業者は、レストラン部を利用して、お弁当(パン・おにぎり等)等を販売することができる。なお、町民会館でイベントが開催される場合等、飲食店舗内が満席になることが予想されるときは、文化振興財団が認める場所において、出店希望者が出店することについて認めるものとする。

(6) その他

町民会館の敷地内は、全面禁煙のため、たばこ類の販売は、禁止とする。

4 使用上の制限等

(1) 善良な管理者の注意をもって維持保存するものとし、その維持保存のための通常必要とする修繕費、その他の経費は、全て事業者の負担とする。ただし、当初から設置されているものの修繕等に係る経費は、文化振興財団が負担するものとする。

(2) 契約期間中、提供したレストラン部を飲食店舗運営の用途以外に使用しないこと。

(3) 契約に基づく権利の全部又は一部を他の者に譲渡し、転貸し、担保に提供し、又は営業を委託、名義貸し等を行うことはできない。

(4) レストラン部について、修繕、模様替えその他の行為をしようとするときは、事前に文

化振興財団と協議し、書面により承認を受けること。

- (5) 営業時間、提供メニュー及び提供価格は、事前に文化振興財団と協議した上で承認を得ること。また、変更しようとする場合も同様とする。
- (6) 営業に伴って発生する全ての廃棄物の回収処理は、事業者の責任で行い、処理費用も事業者の負担とする。なお、廃棄物は、事業者が適切に保管すること。
- (7) レストラン部以外での張り紙、看板等の表示は認めない。
- (8) レストラン部の清掃は自ら行い、常に清潔を保つこと。
- (9) 条件等を遵守し、施設の管理運営に関して文化振興財団の指示に従うこと。
- (10) 上記の使用上の制限等に違反した場合は、契約を取り消すことがある。この場合、事業者が第三者に損害を与えたときは、全て自己の責任でその損害を賠償しなければならない。
- (11) 契約が取り消されたとき又は契約期間が満了したときは、事業者の費用負担で原状に回復し、文化振興財団が指定する期日までに返還しなければならない。ただし、文化振興財団が認める場合はこの限りではない。
- (12) レストラン部への入退室及び出入口の施錠、鍵の管理については、文化振興財団の指示に従うものとする。
- (13) 常勤の火元責任者を配置し、従事者を含めて防火管理を徹底すること。また、防火・防災管理者を設置すること。
- (14) 食材、販売品の搬入及び廃棄物等の搬出を行う際は、通行者他の車両の妨げにならないよう配慮すること。停車場所及び搬入出経路は、あらかじめ文化振興財団の指示を受けた方法によること。

5 その他

- (1) 事業者の都合による経費は、事業者が負担すること。
- (2) 事業者は、文化振興財団の指示に従い、レストラン部の建築、電気、機械及び防災等の各設備について、常に良好な状態を保つように使用すること。

6 参加条件等

(1) 参加資格

このプロポーザルに参加できるものは、次に掲げるいずれにも該当するものとする。

- ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令 16 号)第 167 条の 4 第 1 項に規定する要件に該当しない者
- イ 会社更生法(令和 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続開始の申立てをした者にあつては、参加申込書の提出日までに、同法に基づく裁判所による更生手続開始決定がなされている者
- ウ 民事再生法(令和 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始決定がなされている者
- エ 事業に従事する者の雇用について、労働基準法を始め関係法令を遵守していること。
- オ 最近 3 年間に於いて、継続して 2 年以上飲食店経営の実績を有すること。
- カ 食品衛生法に基づく飲食店営業許可等、必要な許可を有すること。又は、本事業において必要な許可等を受けられる見込みがあること。

(2) 応募手続

ア 募集要項及び提出書類

各様式等は、町民会館ウェブサイトからダウンロードしてください。

幸田町民会館 <https://www.happiness.kota.aichi.jp/hall/>

※ダウンロードできない方は、文化振興財団まで御連絡ください。

イ 参加申込み

このプロポーザルに参加を希望する事業者は、次のとおり提出すること。

(ア) 提出書類

幸田町民会館内飲食業出店事業者選定プロポーザル参加申込書(様式第1号)

(イ) 提出先

一般財団法人幸田町文化振興財団

※件名は「幸田町民会館内飲食業出店事業者選定プロポーザル」とすること。

(ウ) 提出期限／提出方法

令和7年12月14日(日) 午後5時まで 電子メールにより提出

(3) プロポーザル実施日時の通知

参加申込者には、プロポーザル実施日時を文書で通知する。

(4) 現地見学

希望する場合は、文化振興財団へご相談ください。

(5) 質問の受付及び回答

プロポーザルについての質問の受付及び回答は、次のとおり実施する。

ア 質問の受付

(ア) 提出書類

質問書(任意様式)

(イ) 提出先

一般財団法人幸田町文化振興財団

※件名は「プロポーザル質問(事業者名)」とすること。

(ウ) 提出期限／提出方法

令和7年12月21日(日) 午後5時まで 電子メールにより提出

イ 質問への回答

(ア) 回答方法

受付期間内に提出された質問を取りまとめた上で、その内容にかかわらず、全ての参加申込者に対して一斉に回答する。

(イ) 回答日／回答方法

令和7年12月27日(土) 電子メールにより回答

(6) 参加の辞退

参加申込者は、企画提案書等の提出期限(令和8年1月18日(日) 午後5時)までは、いつでも参加を辞退することができる。参加を辞退しようとする者は、任意様式に辞退の旨及び理由を明記して、次のとおり届け出てください。ただし、当該辞退の申し出をした後は、その撤回をすることはできないものとする。

ア 届出方法

電子メール

イ 届出先

一般財団法人幸田町文化振興財団

(7) 企画提案書等の提出

参加申込者は、次のとおり提出すること。

ア 提出書類 ※各1部

(ア) 応募者の概要、経営理念等を記載したもの(A4縦、任意様式、既存の資料可)

(イ) 直近3年分の決算報告書(会計原則に従った公式のもの)

(ウ) 業務実績報告書(任意様式)

※許認可等の写しを添付してください。

※令和5年度から令和7年度までの飲食関係業務の実績について記載してください。

(エ) 企画提案書(A4縦)

企画提案書は、次に掲げる項目ごとにその内容を記載してください。なお、企画提案書は、任意様式としますが、20分以内で説明できる内容で作成してください。

a 貴社の一番の強み

b 安定的、継続的な店舗運営、経営状況(例えば、賃金、人材、物流及び運営ノウハウ、従業員の配置計画、雇用形態・勤務体制、教育・訓練等)

c 安全管理、衛生管理(感染症対策、適切な清掃)

d 災害等緊急時に対応するスタッフ体制

e 廃棄物の適正な回収、廃棄及び発生利用抑制、減量化対策

f メニュー及び弁当の提案(価格、モーニング、ランチ等)

g 開店時間、閉店時間

h 参加申込みに当たりあらかじめ設置、交換を求める厨房設備、備品、ホール備品

i その他特記事項

j 年間最低貸付料の価格提案(消費税込みの金額)

イ 提出先

一般財団法人幸田町文化振興財団

ウ 提出期限/提出方法

令和8年1月18日(日) 午後5時まで 持参又は郵送により提出

7 プロポーザル実施方法

審査会において事業者の提案内容等を総合的に審査し、事業者を選定します。

(1) 日時

令和8年1月27日(火)から30日(金)までの間で開催します。なお、各参加申込者の日時は、開催通知でお知らせします。

(2) 場所

町民会館内会議室

(3) 進行方法

ア 審査員に対して企画提案書の説明、プレゼンテーションを20分以内で行う。

イ 出席者は1 事業者につき2 人以内とする。

ウ プレゼンテーション終了後、10 分程度質疑応答を行う。

8 結果通知

参加申込者全員に審査結果通知書を、令和8 年2 月中旬頃に送付します。

9 契約について

審査結果を通知後、速やかに出店候補者と使用等の協議を行い、その合意に基づき、「幸田町民会館における飲食業務委託契約」の締結を計画しています。

10 応募に当たっての留意事項

- (1) 参加申込みに係る提出書類等の作成及び提出等に要する費用は、事業者の負担とします。
- (2) 提出書類等は、返却いたしません。
- (3) 提出書類等は、このプロポーザルの目的以外に無断で使用することはありません。
- (4) 選定された事業者の提案企画については、重要な事項を除き、両者の協議により変更することがあります。
- (5) 選定手続の経過及び選定結果の公表等のため必要と認めるときは、事業者の承諾を得て、提出書類等の全部又は一部を無償で利用できるものとします。
- (6) 提出書類等の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた責任は、全て事業者が負うものとする。
- (7) 選定対象からの除外等

参加者が、次に掲げる事項に該当したときは、その者を選定の対象から除外し、もしくは出店事業者の選定を取り消す場合があります。

ア 応募に当たり、不正な利益を得るために連合した場合

イ 提出書類等に虚偽の記載がある場合

ウ 内容の異なる複数の事業計画を提出した場合

エ 参加資格を満たしていないことが判明した場合

オ 参加者による業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合

カ 著しく社会的信用を損なう行為により、参加者が出店事業者として業務を行うことについて、ふさわしくないと文化振興財団が判断した場合

本件の運営事務局(各書類の提出先)

一般財団法人幸田町文化振興財団

〒444-0103 愛知県額田郡幸田町大字大草字丸山 60 番地

TEL 0564-63-1111 E-Mail hapiru@happiness.kota.aichi.jp